日本歯科衛生学会雑誌投稿規程

日本歯科衛生学会雑誌（THE JOURNAL OF JAPAN SOCIETY FOR DENTAL HYGIENE）は，歯科衛生の向上と実践に関する研究論文を受け付ける。

この規程は，日本歯科衛生学会雑誌（以下「本誌」という）に掲載する総説（Review Article），原著（Original Article），報告（Report：臨床，症例，調査，活動），資料（Information：歯科衛生に関する有用なデータ），およびその他の投稿について規定する。

1　本学会雑誌の発行

本誌は，原則として年２回発行する。

2　投稿資格

本誌に投稿する筆頭者および共同研究者は，日本歯科衛生学会会員に限る。なお，編集委員会から依頼された原稿については，この限りでない。

3　倫理規定

人を対象とする研究については,「ヘルシンキ宣言（1964年採択，2013年改訂）に沿ったものとし，別掲の「医学論文における患者プライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針」を遵守して倫理的に行われており，対象者あるいは患者にインフォームドコンセントが得られていなければならない。人を対象とする研究論文の投稿に際しては，所属機関あるいは所属施設の倫理審査委員会の承認を得ることを必須とする。投稿者の周囲に適切な倫理審査委員会がない場合は，研究開始前に，本学会で倫理審査を受けることができる。また，投稿する論文の「対象および方法」において，承認された倫理審査委員会の名称および承認番号を記載する。なお，倫理審査委員会により非該当となった場合には，その旨を記載する。本学会の倫理審査申請の手引きを参照のこと。

動物実験は，所属施設の動物実験指針等に準拠し，動物実験委員会等で承認を得て，その旨を明記すること。

4　利益相反（Conflict of Interest，以下「COI」）

論文の種類にかかわらずCOIの有無について，論文末尾の「引用文献」の前に以下の記載例にならって記載し，開示すること。なお，論文初回投稿時,「日本歯科衛生学会雑誌の投稿論文に関わる利益相反（COI）」自己申告書」を添付すること。

１）COI状態がない場合：「本論文に対して，開示すべき利益相反状態はない。」

２）COI状態がある場合：以下に例を示す。

例）・第一著者は，○○株式会社より報酬を受理している。

・本研究は，著者が所属する○○株式会社の研究費で実施された。

5　原稿内容と分類

１）投稿する原稿は，本学会の目的に合った内容で，他の雑誌に投稿や発表をしていないものに限る。

２）投稿の分類は，総説，原著，臨床報告，症例報告，調査報告，活動報告，資料等とする。総説や論説は，原則として編集委員会が依頼するものとする。

(1) 原著：研究の新規性および独創性の高い研究成果から得られた歯科衛生領域の論文で，研究目的，方法，結果が明確で，客観的な考察ならびに結論を含むもの。さらに当該領域における先行研究についての論及が十分であり，先行研究と比較してどのような結果が得られたのかという理論的な考察が含まれ信頼性の高いもの。

(2) 臨床報告，症例報告：歯科衛生領域の技法・手法の改良に有用で信頼性のあるもの。

(3) 調査報告：歯科衛生領域の研究や調査等に関する報告で信頼性のあるもの。

(4) 活動報告：歯科衛生領域の個人や団体による活動等の報告あるいは紹介。

(5) 資料：歯科衛生に関する有用なデータの報告あるいは紹介

6　原稿の投稿，採否および掲載順序

１）オンラインにて投稿する。ウェブ上に設置した「論文投稿システム」を使用し，原稿ファイル,「著作権委譲承諾書」および「日本歯科衛生学会雑誌の投稿論文に関わる利益相反（COI）自己申告書」をアップロードする。

２）学会に到着した日を原稿受付日とする。

３）学会より論文受理の連絡後，論文投稿システムを使用し，完成原稿をアップロードする。

４）投稿原稿の受理は，複数の査読者の意見を参考にして，編集委員会で決定する。

５）編集委員会は，著者に承認を求めたうえで，原稿の分類を変更することができる。また，原稿につい

て，加筆・修正等を求めることがある。訂正を求められた原稿は，指定期間までに再提出すること。

6）投稿論文の掲載順序は，編集委員会が決定する。

7　著作権，複写権の行使

1）本誌に掲載された論文の著作権（著作財産権）は，本学会に帰属する。本学会が必要と認めたときあるいは外部から引用の申請があったときは，編集委員会で審議し，掲載ならびに版権使用を認めることがある。

2）著者は，当該著作物の複写権および公衆送信権を日本歯科衛生学会に委任するものとする。

3）掲載された論文の著作権譲渡にあたり，著作権委譲承諾書に著者全員の署名を行い，投稿原稿とともに提出すること。

8　掲載料

本文刷り上り5頁以内は，無料とする。ただし，これを超えた場合は，印刷費，図・表の組版代，製版費，アート紙使用代，および印刷代の実費は，著者負担とする。また，カラー写真の掲載を希望する場合は有料となる。

9　別刷

別刷は，50部単位とし，実費は著者負担とする。希望する場合は，「論文投稿票」に希望部数を記載すること。

10　校正

著者校正は原則として初校のみとする。組版面積に影響を与える加筆・変更は認めない。

11　原稿の書き方

投稿原稿は，最新の「投稿の手引き」に従って執筆すること。準拠しない原稿は編集委員会から加筆・訂正を依頼することがある。

附則

1　この規程は，平成21年5月1日から施行する。
2　この規程は，平成23年12月1日から施行する。
3　この規程は，平成25年12月1日から施行する。
4　この規程は，平成28年4月1日から施行する。
5　この規程は，平成29年12月8日から施行する。
6　この規程は，令和4年12月3日から施行する。